## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年4月

### 1 現状

# (1)職種ごとの人数・平均給与・平均年齢及び対応する民間従業員データ(平成20年4月1日現在)

区分			1/2	<b>公務員</b>			参考		
		平均年齢	職員数	平均給料月	平均給与額	対応する民間の類	平均年齢	平均給与月	A/B
				額	(A)	似職種		額(B)	
氷	見市		98 人	341,857円	353, 942 円				
	清掃職員	56歳6月	1人	394, 440 円	441, 490 円	廃棄物処理業従業員	43歳6月	299, 700 円	1. 47
	学校調理員	53 歳 1 月	41 人	341, 355 円	350,851 円	調理士	41歳9月	244, 800 円	1. 43
	用務員	51歳1月	28 人	327, 025 円	332, 585 円	用務員	53歳9月	225, 900 円	1. 47
	運転手	52歳5月	6人	383, 803 円	436, 592 円	自家用自動車運転手	53 歳 4 月	245, 500 円	1. 77
	その他	54歳10月	22 人	347, 838 円	361, 726 円				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成17~19年の3ヵ年平均) ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※氷見市データは平成20年度地方公務員給与実態調査により明らかにされているものです。

## (2)職種ごとの年齢別人数(平成20年4月1日現在)

区分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	計
	未満	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
		23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	63 歳	
清掃職員	0人	1人	0人	1人									
学校調理員	0人	0人	0人	0人	0人	2 人	2 人	6人	6人	7人	10 人	8人	41 人
用務員	0人	0人	0人	0人	0人	2 人	3 人	5 人	6人	4 人	4 人	4 人	28 人
運転手	0人	1人	1人	3 人	1人	0人	6人						
その他	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	2 人	2 人	7人	7人	3 人	22 人
計	0人	0人	0人	0人	0人	5人	5人	14 人	15 人	21 人	23 人	15 人	98 人

### (3) その他給与に関する事項(平成20年4月1日現在)

#### ア 給料表

行政職給料表(二)適用

## イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

①給食業務手当 (月額 900 円~3,000 円) ···H20 年度をもって廃止

②清掃業務手当 (日額 350 円~700 円)

③危険業務手当 (日額 200 円) ④大型自動車等運転手当 (日額 300 円) ⑤除雪作業手当 (日額 300 円)

## ウ 昇給基準

昇給日(毎年4月1日)前1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給します。 ※平成22年4月1日までの間、昇給の号給数を1号給抑制しています。

#### 2 基本的な考え方

業務の見直し等により民間委託・民営化を進める中で、技能労務職については、平成7年4月以降 新規採用をしておらず、今後も集中改革プランの着実な推進を図る中で技能労務職は退職不補充の方 針を堅持していきます。

給与面については、平成18年4月の給与構造改革に併せ、独自に標準職務の見直しを行い昇格運用の厳格化を図ることにより平均17.3%減額改定を実施しました。(現在は国に準じた経過措置中) 今後とも、給与制度が社会情勢に応じたものになるよう、また、国、県、近隣市の動向を注視し、適 宜改正等を実施し適正化を図っていきます。

#### 3 具体的な取組内容

- ① 平成20年4月の氷見市民病院の指定管理者制度導入により、病院の給食調理員等の本庁等への配置転換で、一時的に技能労務職員の定員管理方針が変更を余儀なくされた感がありますが、平成18年12月に策定した集中改革プランに基づき、今後も業務の見直しを徹底し民間委託・民営化を進めることにより、技能労務職は退職不補充とし、平成17年4月から平成22年4月までに職員数を27.1%、35人削減する見込みです。
- ② 給与構造改革の着実な推進に併せ、平成20年4月から5年間、5%の給与カットを実施し、給与水準の適正化を図ります。
- ③ 技能労務職の63歳定年制については、社会経済環境や雇用情勢の変化、他職種との均衡などを 考慮し、見直しを検討します。
- ④ 特殊勤務手当については、給料で措置されている勤務内容に対して支給されているものとして、 給食業務手当を平成20年度をもって廃止しました。
- ⑤ その他、定員管理及び給与制度の適正化については、国、県、近隣及び類似団体の動向に留意し、 適宜見直しを行っていきます。